

自動販売機設置に係る仕様書

1. 設置場所

物件番号	施設名称	設置場所	設置面積	台数	販売品目
1	寺の前公園	南側駐車場 トイレ周辺	1.05 m ² 1.5m×0.7m以内	1台	飲料（缶・ペット等）
2	寺の前公園	北側駐車場 トイレ周辺	1.05 m ² 1.5m×0.7m以内	1台	飲料（缶・ペット等）

2. 許可期間

許可日から令和13年3月31日

3. 設置条件

(1) 大きさ及びデザイン

- ①大きさ 設置面積以内とする。
- ②デザイン 周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

(2) 環境対策

- ①照明の自動点滅・減光など消費電力量の低減に資する技術を導入した機種とする。
- ②可能な限り二酸化炭素、炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

①転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS 規格) 及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成) を遵守した措置を講じること。

②食品衛生

「食品、添架物等の規格基準」(食品衛生法) 及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準) 等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

(4) 空き容器の回収

- ①自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた空き容器の回収ボックスを必要数設置する。
- ②回収ボックスはプラスチック製又は金属製とする。
- ③回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き容器が溢れたり、周囲に散乱したりすることがないよう十分な収容容量とする。
- ④空き容器は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)などの関係法令に基づいて適切に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

- ①商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及びつり銭の補充並びに自動販売機機内・外部及び設置場所周辺の清掃等を責任をもって行うこと。
- ②設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、故障時には速やかに対応するとともに、自動販売機前面に故障時等の連絡先を明記する。
- ③設置事業者は商品の搬入や使用済み容器の搬出に関する時間及び経路について、町の指示に従うこと。

4. 販売商品の種類

- (1) 種類 清涼飲料水等とする。(酒類を除く)
- (2) 價格 標準販売価格(定価)以下とする。

5. 使用料

自動販売機の税込売上金額に歩合率を乗じた額に消費税相当額を加算した額とする。

6. 光熱水費

隠岐の島町の負担とする。

7. 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。

8. 設置場所の返還

期間満了等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して隠岐の島町の確認を受けなければならない

9. 事故

隠岐の島町の責に帰する場合を除き、設置事業者がその責を負う。

10. 盗難及び破損

隠岐の島町の責に帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその責を負う。